平成22年6月30日 22世経理第245号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項(政令第167条の13において準用する場合も含む。)の規定により落札者を決定する場合において、最低の価格をもって申込みをした者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かの調査(以下「低入札価格調査」という。)の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象となる契約)

- 第2条 低入札価格調査の対象となる契約は、次のとおりとする。
  - (1) 予定価格1億円以上の工事又は製造の請負に関する競争入札。
  - (2) 政令第167条の10の2(政令第167条の13において準用する場合も含む。)の規定による工事の請負に関する競争入札。

(調査基準価格及び失格基準価格)

- 第3条 低入札価格調査の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予 定価格の100分の92から100分の75での範囲内で、前条の契約の予定価格 を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めた 額とする。
- 2 契約担当者(世田谷区契約事務規則(昭和39年世田谷区規則第4号。以下「規則」という。)第2条2項に定める者をいう。以下同じ。)は、前項に定めるもののほか、前条の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格(以下「失格基準価格」という。)を定めることができる。

(低入札価格調査委員会の設置)

- 第4条 低入札価格調査を適正に行うため、低入札価格調査委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。
- 2 委員会は委員長及び別表に掲げる委員のうちから委員長が指名する者をもって 組織する。
- 3 委員長は、審査の事案に応じ、必要があると認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員会の庶務は、財務部経理課において処理する。

(落札の保留)

第5条 契約担当者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留する旨の宣言をするとともに、落札者は後日決定することを知らせて入札を終了する。

(調査の実施)

- 第6条 契約担当者は、前条の規定により落札を保留したときは、最低の価格で入札を行った者(以下「調査対象者」という。)により第2条の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かを判断するため、調査対象者から事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。ただし、別に定める失格事由に該当するとき若しくは資料の提出等がなかったとき、又は調査対象者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、この限りではない。
- 2 調査方法及び内容等については、別に定める。
- 3 調査期間は、前条の規定により落札を保留したときから第7条第2項の規定による審査まで、原則4週間以内とする。

(審査の実施等)

- 第7条 契約担当者は、前条の調査を終了したときは、調査対象に係る審査を求める ため、低入札価格審査書(別記様式。以下「審査書」という。)により、委員会に 付議しなければならない。
- 2 委員会は付議された事案について審査し、審査結果を契約担当者に報告する。
- 3 契約担当者は前項の審査の結果、当該調査対象者により契約の内容に適合した履 行がされないおそれがあると認めるか否かに応じ、次のとおり落札者を決定する。
- (1) 当該調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、当該調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内において入札した調査対象者の次に低い価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札したものである場合は、前条の規定を準用する。この場合において、前条中の「最低の価格で入札を行った者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。
- (2) 当該調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めないときは、当該調査対象者を落札者とする。
- 4 前項の規定により落札者を決定したときは、規則第28条の規定に基づき、落札 者等に通知をしなければならない。

(監督体制等の強化)

第8条 契約担当者は、前条の規定により当該調査対象者を落札者と決定した場合は、 当該落札者の適正な履行の確保を図るため、規則第54条第1項に規定する監督員 等と十分に協議し、履行に当たっての監督体制等の強化に努めるものとする。

(結果の公表)

- 第9条 契約担当者は、第7条により落札者を決定した場合は、その結果を公表する。 (委任)
- 第10条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、 財務部長が定める。

附則

この取扱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

- 1 この取扱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区低入札価格調査制度要領の規定は、平成26年4月1日以後に 公告又は指名する契約について適用し、同日前に公告又は指名する契約については、 なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 10 月 20 日 27 世経理第 485 号)

- 1 この取扱は、平成27年10月20日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区低入札価格調査制度要領の規定は、平成27年10月20日以 後に公告又は指名する契約について適用し、同日前に公告又は指名する契約につい ては、なお従前の例による。

附 則 (平成 30年1月18日29世経理第631号)

- 1 この取扱は、平成30年1月18日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区低入札価格調査制度要領の規定は、平成30年1月18日以後 に公告又は指名し、平成30年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日 前に公告又は指名する契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日 29 世経理第 904 号)

この取扱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 世経理第 811 号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日 31 世経理第 915 号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 21 日 3 世経理第 560 号)

この要領は、令和3年12月22日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

委員長 財務部長

委員 施設営繕担当部長、土木部長、みどり33推進担当部長、経理課長、教育総務課長、施設営繕第一課長、施設営繕第二課長、土木計画調整課長、工事第一課長、工事第二課長、みどり政策課長、公園緑地課長、その他委員長が必要と認めた臨時委員

## 低入札価格審査書

世田谷区財務部経理課

- 2 入札日
- 3 調査対象者
- 4 予定価格
- 5 入札価格
- 6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	
2	手持ち工事の状況	
3	契約対象工事における配置予	
	定技術者	
4	契約対象工事箇所と入札者の	
	事業所、倉庫等との関連	
5	手持ち資材の状況	
6	資材購入先及び購入先と入札	
	者との関係	
7	手持ち機械の状況	
8	労働者の具体的供給見通し	
9	工事実績	

## 7 委員会

開催日			
審査結果			